

# 2025 年度前期 小樽商科大学

## 授業料徴収猶予のしおり

### 《目次》

I. 授業料徴収猶予制度	2 ページ
II. 申請手順等	2 ページ
III. <b>前期</b> 結果通知及び徴収猶予後の納付期限について	3 ページ

## － 注意事項 －

### ◆大学からの連絡について

受付後に書類不備や確認が必要な事項が判明した場合、CampusSquare に登録している連絡先へ、追加で書類の提出等を指示することがあります。そのため CampusSquare には常に最新の連絡先情報を登録いただくようお願いいたします。

また、以下の連絡先を事前に登録し、大学からの連絡には、速やかに対応してください。

(学生支援課学生支援係)

TEL : 0134-27-5245 E-Mail : g-shien@office.otaru-uc.ac.jp

**申請受付後であっても、大学から追加で指示された書類を指定された期限までに提出しなかった場合や大学からの連絡に応じなかった場合は、書類不備として審査の対象から除外します。**

また、提出書類の記載内容等が事実と異なることが判明した場合、徴収猶予等の許可を取り消すこととなりますので十分注意してください。※懲戒処分等の対象となる場合があります。

### ◆授業料徴収猶予に関する問い合わせ先について

授業料徴収猶予に関して質問等がある場合は、学生センター窓口（学生支援係）に直接申し出るか、本学 HP に設置している「お問い合わせフォーム」から質問してください。（本学では寄せられた質問を附番して記録保存し、順に回答を実施するため、直接上記 TEL・E-Mail への質問等には原則応じません。）

(在学生・卒業生等 お問い合わせフォーム)

<https://www.otaru-uc.ac.jp/inquiry/form/>

## I. 授業料徴収猶予制度

授業料について特別の事情により期限までの納付が困難であると認められる学生に対して、願出により授業料の徴収猶予を許可することがあります。本制度の希望者は、毎年度、「前期」と「後期」ごとに「授業料徴収猶予願」を提出し、制度に申請する必要があります。

「高等教育の修学支援新制度」により授業料等の一部支援を受けられる場合でも、本制度を希望しないとき、減免されなかった授業料等の残りの金額については、減免等の決定通知に記載される大学所定の期日までに速やかに納めなくてはなりません（**本制度への申請がない者は、減免等結果通知時期からあまり期間を空けずに授業料を納付していただくこととなります**）。

※以下のいずれかに該当する場合は、徴収猶予の対象にはなりません。

1. （1年生の後期以降）前の期分の授業料を滞納している場合
2. 既に当該年度分又は当該期分の授業料を納付した場合

## II. 申請手順等

本制度を希望するという者は、ホームページから「**授業料徴収猶予願**」をダウンロード・印刷し内容を記入して、下記の申請期限までに学生センター窓口（学生支援係）へ提出してください。

**【申請期限：4月1日（火）～4月30日（水）17：00】**

※提出期限後の申請は受け付けられませんので、余裕をもってご提出ください。

○「授業料徴収猶予願」様式の掲載場所

大学 HP ホーム > 在学生 > 高等教育の修学支援新制度、入学料・授業料の免除、徴収猶予  
> IV. 授業料徴収猶予 > ◆申請に係る様式

<https://www.otaru-uc.ac.jp/student/exemption/>

【ダウンロード先 QR】→



本制度への申請者は、結果通知を受け、その通知に記載される期日まで、授業料の支払いが猶予されます。したがって、その通知があるまで授業料の支払いは生じません。

※2025年度前期は5月26日（月）に授業料の口座引き落としがありますが、上記の者については口座引き落としを行わず、支払いが猶予されます。

### Ⅲ. 前期結果通知及び徴収猶予後の納付期限について

前期結果通知は下記のスケジュールで実施します。結果は授業料関係通知送付先（本人又は保護者）へ書面で通知します。（授業料納付用の「コンビニエンスストア専用払込取扱票」と併せて郵送します。）

授業料徴収猶予に申請した者の区分		前期結果通知時期
授業料徴収猶予のみを希望する者 ※「高等教育の修学支援新制度」にて給付奨学生の資格が廃止となった者を含む		6月上旬
(在学)既に「高等教育の修学支援新制度」を利用している者	現在、支援区分がない者（＝休学・交換留学以外の理由で給付奨学金振込が休停止中となった者）	6月上旬
	現在、支援区分がある者	6月上旬 ※前期授業料等減免結果の通知と同時
「高等教育の修学支援新制度」に併せて申請している者	(新入生) 4月採用者	6月上旬 ※最初の授業料等減免結果の通知と同時
	(新入生) 5月採用者	
	(新入生・在学) 6月採用者	8月上旬 ※最初の授業料等減免結果の通知と同時
	(新入生・在学) 7月採用者	
「高等教育の修学支援新制度」を利用できず、大学独自の授業料等減免制度に申請している者		8月上旬 ※前期授業料等減免結果の通知と同時

本制度に申請し、許可された者の納付期限は下記のとおりとなります。なお、これを2025年度後期以降も每期受けるためには、授業料等の徴収猶予も每期申請しなければなりません。

★徴収猶予を申請し、許可された者の授業料残額納付期限	
・学部4年時のうち過年度生	・・・・・・・・・・ 令和7年8月15日（金）
・上記以外の学生	・・・・・・・・・・ 令和7年8月29日（金）